

政 策

- 一、言論集會結社の完全なる自由
- 二、普通選挙の徹底
- 三、地方自治制の民主化
- 四、治安維持法、治安警察法、暴力行為取締法
- 五、其他一切の無産階級抑圧諸法令の改廢
- 六、植民地の差別撤廢
- 七、軍備及び兵役制限の縮小と兵卒待遇の改善
- 八、一切の軍務による家族の窮乏の國家による
- 九、住宅保證
- 十、賦産税、不在地主税、奢侈税の創設。所得税

(2)

- 九、相續税、地租、營業収益税の免税点引上。
- 十、以上の諸税の高率累進賦課。戸数割、車馬
- 十一、税その他一切の無産階級負担諸税の廢止。
- 十二、生計必需品の消費税及び関税の撤廢。國營
- 十三、及び獨占事業料金の引下
- 十四、國民外交の確立
- 十五、團結権、罷業權、団体協約権の確立
- 十六、八時間労働制の確立
- 十七、最低賃銀、最低俸給制の確立
- 十八、失業、傷病、老廃、労働者下給俸給生活者並
- 十九、に遺族の生活國家保證
- 二十、耕作權の確立
- 二十一、最高小作料の公定、米麥検査制度の廢止。
- 二十二、肥料、糞、種子の國營並に無料貸與、凶作

及び土地取上の場合に於ける農民の生活國家